

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

議 会
○宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

議 会

○宮城県議会訓令第11号
宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年二月二十六日

宮城県議会議長 中 村 功

宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程平成十六年宮城県議会訓令第31号

の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程

第一条中「宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例」を「宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例」に改める。

第二条第一項中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項中「第五条第二項」を

「第六条第二項」に改め、同条第三項中「第五条第三項」を「第六条第三項」に改め、同条第四項中

「第五条第四項」を「第六条第四項」に改める。

第三条第一項中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「第六条第二項」を

「第七条第二項」に改める。

第四条中「第七条」を「第八条」に改める。

第五条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第六条を削り、第七条を第六条とする。

第八条第一項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第二項中「第十条各号」を「別表」に、「費用」を「経費」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第七条とする。

第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条第六項中「前四項」を「第二項から前項まで」に改め、同条を第十条とする。

別表を削る。

第十二号中「宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例第5条第1項」を「宮城県議会

における政務活動費の交付に関する条例第6条第1項」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動

費経理責任者」に改める。

第十三号中「宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例第5条第2項」を「宮城県議会

における政務活動費の交付に関する条例第6条第2項」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動

費経理責任者」に改める。

第十四号中「宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例第5条第3項」を「宮城県議会

における政務活動費の交付に関する条例第6条第3項」に改める。

第十五号中「宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例第5条第4項」を「宮城県議会

における政務活動費の交付に関する条例第6条第4項」に、「政務調査費の」を「政務活動費の」に

改め、同条を同条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第十六号中「宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例第6条第1項」を「宮城県議会

における政務活動費の交付に関する条例第7条第1項」に改める。

第十七号中「宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例第6条第2項」を「宮城県議会

における政務活動費の交付に関する条例第7条第2項」に、「政務調査費の」を「政務活動費の」に

改める。

第十八号中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「宮城県議会における政務調査費の交付に

関する条例第7条」を「宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第8条」に改める。

第十九号中「政務調査費請求書」を「政務活動費請求書」に、「宮城県議会における政務調査費

の交付に関する条例第9条」を「宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第10条」に、「政

務調査費を」を「政務活動費を」に改める。

第二十号中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に、「政務調査費」を「政務活動費」に、「

「宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例」や「宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例」、「政務調査実績報告書」や「政務活動実績報告書」、「政務調査費収支報告書」や「政務活動費収支報告書」に記載の
様式第十号及び第十一号を次のように改める。

様式第十号（第6条関係）

年度政務活動費収支報告書
（ 年 月～ 年 月分）

会派名又は無会派議員名

1 収入
政務活動費 円

2 支出

（単位 円）

| 項目 | 支出額 | 備考 |
|----------|-----|----|
| 調査研究費 | | |
| 研修費 | | |
| 広聴広報費 | | |
| 要請陳情等活動費 | | |
| 会議費 | | |
| 資料作成費 | | |
| 資料購入費 | | |
| 事務所費 | | |
| 事務費 | | |
| 人件費 | | |
| 合計 | | |

3 残余 円

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

年度 政務活動実績報告書

会派名又は無会派議員名

(単位 円)

| 項目及び支出額 | 主な実績 | 内容 |
|---------|------|----|
| 調査研究 | | |
| 広聴広報 | | |
| 要請陳情等活動 | | |
| 研修 | | |
| 会議 | | |
| 資料作成 | | |
| 資料購入 | | |

(注) 「主な実績」欄には、5万円以上の事業名とその所要額の全て、「内容」欄には事業に
 じ、概要、件数等を記載すること。5万円未満の事業については、「主な実績」欄に「その
 他〇〇」として合計額のみを記載し、「内容」欄に項目等を記載すること。

「第11条第1項第1号」(第7条関係)、「第6条関係」、「第6条関係」、「第6条関係」、「第6条関係」
 記録簿)、「政務活動実績報告書(政務活動記録簿)」、「調査目的が」を「活動目的が」、「政務
 調査費の」、「政務活動費の」、「調査年月日」、「活動年月日」、「調査目的
 」

「活動目的」、「政務調査活動」、「政務活動」、「政務調査費経理責任者」、「政務活動費
 経理責任者」
 「第11条第1項第1号」(第7条関係)、「第6条関係」、「第6条関係」、「第6条関係」
 「第6条関係」

「第11条第1項第1号」(第7条関係)、「第6条関係」、「第6条関係」
 「第6条関係」

「第11条第1項第1号」(第7条関係)、「第6条関係」
 「第6条関係」

「第11条第1項第1号」(第7条関係)、「第6条関係」
 「第6条関係」

「第11条第1項第1号」(第7条関係)、「第6条関係」
 「第6条関係」

「第11条第1項第1号」(第7条関係)、「第6条関係」
 「第6条関係」

参考

(規則関係)

1 「第11条第1項第1号」(第7条関係)、「第6条関係」

(契約関係)

2 「第11条第1項第1号」(第7条関係)、「第6条関係」
 「第6条関係」